

# 群馬県電気自動車購入補助金交付要綱

## (通則)

第1条 群馬県電気自動車購入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、電気自動車を購入する者に対し、群馬県が当該車両の購入に要する経費の一部を補助することにより、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るとともに、災害時電源を確保することによるレジリエンス機能を強化することを目的とする。

## (定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

### (1) 電気自動車（BEV）

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

### (2) V2H機能

電気自動車に搭載された電池に充電された電気を取り出し、住宅等に給電する機能をいう。

### (3) V2L機能

電気自動車に搭載された電池に充電された電気から、専用コンセント等から外部機器へ給電する機能をいう。

### (4) CEV補助金

国が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する電気自動車等、外部給電器又はV2H充放電設備の購入に関する補助事業において交付される補助金をいう。

### (5) リース契約

契約の名称にかかわらず、電気自動車の貸主が、借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両の使用収益する権利を与え、借主は、使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

### (6) リース事業者

前号に規定するリース契約に基づき、電気自動車を借主に貸し渡すことを業とする者をいう。

## (対象者)

第4条 本要綱に基づき補助申請を行うことができる者は、第1号に掲げる者であって、税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者で、自己または役員等が第2号から第11号に該当しない者とする。

- (1) 個人（群馬県内に在住する個人に限る。以下において同じ。）、個人事業主（群馬県内に事務所又は事業所を有する個人をいう。以下において同じ。）又は法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。また、群馬県内に事務所又は事業所を有する法人に限る。以下において同じ。）のうち、補助対象の電気自動車を新たに購入した者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (5) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (6) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (9) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- (10) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
- (11) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、別表1に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

（補助金の額）

第6条 群馬県が交付する補助金の額は、別表2に定める方法で算出した金額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、ぐんま電子申請受付システム（L o G o フォーム）により、必要事項を記載の上、別表3に掲げる書類を添えて、群馬県知事（以下「知事」という。）が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請は、補助対象者1者につき1台までできるものとする。ただし、特別の事情があると知事が認めるときはこの限りではない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは交付決定通知書（様式第1号）により、補助金の不交付を決定したときは不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第9条 交付の決定後に申請を取下げようとする者は、ぐんま電子申請受付システム（L o G o フォーム）により、申請の取下げを知事に提出しなければならない。なお、規則第5条第5項の規定により申請の取下げができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から15日以内とする。

2 知事は、前項の規定による申請を受理した場合において、申請取下げ受理通知書（様

式第3号)により、申請者に通知する。

- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の完了日)

- 第10条 第8条に規定する交付決定通知書を通知された者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業を誠実に実施しなければならない。
- 2 補助事業の完了日は、別表4のとおりとする。

(交付の条件)

- 第11条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする者は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業を中止しようとする者は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(内容変更及び中止の申請)

- 第12条 前条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする者は、ぐんま電子申請受付システム(L o G o フォーム)により、変更申請を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めるときは変更承認通知書(様式第4号)により、適当であると認めなかったときは変更不承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。ただし、変更が適当であると認められた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
  - 3 前条第1項第2号の規定により知事の承認を受けようとする者は、ぐんま電子申請受付システム(L o G o フォーム)により、中止承認申請を知事に提出しなければならない。
  - 4 知事は、前項の規定による申請の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止が適当であると認めるときは中止承認決定通知書(様式第6号)により、適当であると認めなかったときは中止不承認決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

- 第13条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定に基づく本補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。
- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
  - (2) 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
  - (3) 知事が別に定める日までに、第16条第1項に定める実績報告を提出しなかったとき。
  - (4) 本事業に係る知事の指示に従わなかったとき。
  - (5) 補助対象者(法人又はリース事業者にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(6) 補助対象者（法人又はリース事業者にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、第4条第10号または第11号に該当するに至ったとき。

(7) その他本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

#### （補助金の返還）

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助対象者にその返還を命ずることができるものとする。

#### （加算金及び延滞金）

第15条 補助対象者は、第13条の規定に基づく補助金の交付決定の取消しにより前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を群馬県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

3 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

#### （実績報告）

第16条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、ぐんま電子申請受付システム（L o G o フォーム）により、別表第5に掲げる書類を添えて、実績報告を提出しなければならない。

2 実績報告の提出期限は、補助事業完了の翌日以後、2か月以内又は令和9年3月5日のいずれか早い期日までとする。

#### （補助金交付額の確定）

第17条 知事は、前条の規定による実績報告があつたときは、その内容に係る書類の審査等により、その内容が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知し、当該補助金を交付するものとする。

#### （書類の整備等）

第18条 補助対象者は、補助事業等に係る収入および支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 規則第21条ただし書きの規定による知事が定める期間は6年とする。

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」という。）は、補助対象者は、ぐんま電子申請受付システム（L o G oフォーム）により、あらかじめ処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査した上で、財産処分が適当であると認めるときは、財産処分等承認通知書（様式第9号）により、適当であると認めなかったときは、財産処分等不承認通知書（様式第10号）により通知する。
- 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助対象者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(届出事項)

第20条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人又は個人事業者にあっては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 個人事業主にあっては、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地又は氏名を変更したとき。
- (3) 法人にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- (4) 補助対象車両の使用者の住所を変更したとき。
- (5) 補助対象車両の使用の本拠の位置を変更したとき。

(立入調査等)

第21条 知事は、必要と認められる場合は、補助対象者に対して補助事業に関し報告を求め、補助対象者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定による報告の聴取、事務所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助対象者は、暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請の提出をもってこれに同意したものとする。

(県等への協力事項)

第23条 補助対象者は、補助事業により取得した電気自動車の所有に関する情報について、群馬県が市町村に提供する場合があることを予め了承しなければならない。また、群馬県内における災害時等に、群馬県等から電気自動車の貸与等の要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表 1 (第 4 条、第 5 条関係)

対象の種類	要件	補助対象経費
電気自動車	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 申請者(補助対象者)が補助対象車両の購入者であり、当該車両の自動車検査証に記載される所有者及び使用者であること。ただし、所有権留保条項付売買契約(割賦販売において、自動車販売業者、ローン会社等が自動車検査証に記載される所有者となるものをいう。)により補助対象車両を導入する場合にあっては、当該車両の使用となる者であること。また、車両をリース契約により導入する場合は、当該車両の使用となる者であること。</p> <p>(2) 四輪の車両であること。</p> <p>(3) 令和 8 年 4 月 1 日以降に発注又は契約され、その後初度登録された車両であること。</p> <p>(4) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」であること。</p> <p>(5) 自動車検査証の使用の本拠の位置が群馬県内であり、住民票・現在事項は履歴事項証明書の住所(リース契約の場合は貸与先の住所)と同じであること。</p> <p>(6) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること。</p> <p>(7) 自動車販売業者が販売促進活動(展示・試乗等)に使用する車両でないこと。</p> <p>(8) 補助対象の電気自動車の製造者が自ら使用する車両でないこと。</p>	<p>令和 8 年 4 月 1 日以降に契約または発注した電気自動車の車両本体の購入に係る経費</p>

別表 2 (第 6 条関係)

対象の種類	補助金の額
<p>バッテリー容量が 70 kWh 以上、かつ契約時または発注時において、車両本体の装備として V2H 機能と V2L 機能、AC100V・1500W コンセントを有する車両</p>	<p>50 万円</p>
<p>上記以外の車両</p>	<p>10 万円</p>

別表 3 (第 7 条関係)

交付申請の添付書類	
(1)	補助対象車両の注文書、発注書又は売買契約書の写し（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの。また、知事が別に定める日の日付以降であるもの。）リース契約にあっては、リース契約書
(2)	補助対象者の確認書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合は住民票（発行日から 3 か月以内かつ個人番号の記載がないもの）</li> <li>・個人事業主の場合は住民票（発行日から 3 か月以内かつ個人番号の記載がないもの）及び事務所等の所在地を証する書類</li> <li>・法人の場合は当該法人に係る現在事項又は履歴事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）</li> <li>・法人の場合であって、登記事項証明書に使用の本拠の位置とする群馬県内の事務所等の記載がない場合は、当該事務所等の所在地を証する書類</li> </ul>
(3)	別表 2 における 50 万円補助の対象となる車両にあっては、電池容量、V2H機能、V2L機能、AC100V・1500Wコンセントを有することを証する書類（任意様式）
(4)	その他知事が必要と認める書類

別表 4 (第 10 条関係)

完了日	要件
補助事業の完了日	次に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 車両の登録のあった日</li> <li>(2) 車両の引渡しのあった日</li> <li>(3) 代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きが完了した日</li> </ul>

別表第5（第16条関係）

実績報告の添付書類

- (1) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助対象者本人名義の口座に限る。）
- (2) 補助対象者と所有者及び使用者（所有権留保条項付売買契約、リース契約にあっては使用者）が同一である自動車検査証記録事項の写し
- (3) 車両の引渡日を確認できる書類の写し
- (4) 購入車両の代金の支払いに係る領収書等の写し、割賦販売等においては購入車両の代金支払いに係る契約書の写し
- (5) 購入車両の全体が撮影された写真
- (6) 群馬県内の行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
- (7) 別表2における50万円補助の対象となる車両にあっては、AC100V・1500Wコンセントを有することを証する写真
- (8) その他知事が必要と認める書類

様式第1（第8条関係）

群馬県指令 地企 第                    ー                    号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 交付決定通知書

令和    年    月    日付けで申請のあった、群馬県電気自動車購入補助金については、群馬県電気自動車購入補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定により、下記のとおり交付の決定をする。

令和    年    月    日

群馬県知事

記

1 交付決定番号は以下のとおりとする。

交 付 決 定 番 号

2 補助事業の内容は、令和    年    月    日付けで申請のあったとおりとする。

3 補助金の額は次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合は別に通知するところによるものとする。

補 助 金 の 額                    金                    円

4 補助金の額の確定は、交付要綱第6条第1号で定める方法で算出した金額とする。

5 補助金の実績報告は、交付要綱第16条で定める方法により、補助事業完了の翌日以後2か月以内又は令和9年3月5日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

6 補助事業を中止する場合は、群馬県電気自動車購入補助金事務局に連絡するものとする。

様式第2（第8条関係）

群馬県指令 地企 第 ー 号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、群馬県電気自動車購入補助金については、群馬県電気自動車購入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり不交付の決定をする。

令和 年 月 日

群馬県知事

記

不交付の理由

様式第3（第9条関係）

群馬県指令 地企 第                    一                    号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 申請取下げ受理通知書

令和    年    月    日付け群馬県指令地企第                    号で交付決定を行い、令和  
年    月    日付けで取下げの申請のあった群馬県電気自動車購入補助金については、群  
馬県電気自動車購入補助金交付要綱第9条第2項の規定により、当該申出を受理したこ  
を通知する。

令和    年    月    日

群馬県知事

記

様式第4（第12条関係）

群馬県指令 地企 第 ー 号

所在地

名 称

### 群馬県電気自動車購入補助金 変更承認決定通知書

令和 年 月 日付け群馬県指令地企第 号で交付決定を行い、令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった、群馬県電気自動車購入補助金については、群馬県電気自動車購入補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第12条第2項の規定により、下記のとおり交付の決定を変更する。

令和 年 月 日

群馬県知事

#### 記

- 1 群馬県電気自動車購入補助金の変更交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその内容は、令和 年 月 日付け変更承認申請のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。  
補 助 金 の 額 金 円
- 3 補助金の額の確定は、交付要綱第6条第1号で定める方法で算出した金額とする。

様式第5（第12条関係）

群馬県指令 地企 第                    一                    号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 変更不承認決定通知書

令和    年    月    日付け群馬県指令地企第                    号で交付決定を行い、令和  
年    月    日付けで変更承認申請のあった、群馬県電気自動車購入補助金については、  
群馬県電気自動車購入補助金交付要綱第12条第2項の規定により、変更を承認しない。

令和    年    月    日

群馬県知事

記

不承認の理由

様式第6（第12条関係）

群馬県指令 地企 第                    一                    号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 中止承認決定通知書

令和    年    月    日付け群馬県指令地企第                    号で交付決定を行い、令和    年  
月    日付けで中止承認申請のあった、群馬県電気自動車購入補助金については、群馬県  
電気自動車購入補助金交付要綱第12条第4項の規定により、申請のとおり事業の中止を  
承認する。

令和    年    月    日

群馬県知事

様式第7（第12条関係）

群馬県指令 地企 第                      一                      号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 中止不承認決定通知書

令和 年 月 日付け群馬県指令地企第 号で交付決定を行い、令和 年 月 日付けで中止承認申請のあった、群馬県電気自動車購入補助金については、群馬県電気自動車購入補助金交付要綱第12条第4項の規定により、申請のとおり事業の中止を承認しない。

令和 年 月 日

群馬県知事

記

不承認の理由

様式第8（第17条関係）

群馬県指令 地企 第                    一                    号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 確定通知書

令和 年 月 日付け群馬県指令地企第                    号（令和 年 月 日付け群馬県指令地企第                    号で変更承認）をもって交付決定を行った群馬県電気自動車購入補助金については、令和 年 月 日付けで提出された補助事業実績報告に基づき、その額を                    円に確定する。

令和 年 月 日

群馬県知事

様式第9（第19条関係）

群馬県指令 地企 第                      一                      号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 財産処分等承認通知書

令和    年    月    日付け群馬県指令地企第                      号で交付決定を行い、令和  
年    月    日付けで財産処分承認申請のあった、群馬県電気自動車購入補助金について  
は、群馬県電気自動車購入補助金交付要綱第19条第3項の規定により、申請のとおり財  
産処分を承認する。

令和    年    月    日

群馬県知事

様式第10（第19条関係）

群馬県指令 地企 第 ー 号

所在地

名 称

群馬県電気自動車購入補助金 財産処分等不承認通知書

令和 年 月 日付け群馬県指令地企第 号で交付決定を行い、令和 年 月 日付けで財産処分承認申請のあった、群馬県電気自動車購入補助金については、群馬県電気自動車購入補助金交付要綱第19条第3項の規定により、財産処分を承認しない。

令和 年 月 日

群馬県知事

不承認の理由